

2008.07

# 三島市景観計画・素案

三島市

# 目 次

## 序

1) はじめに	1
2) 景観計画の位置づけ	2
3) 景観計画の構成	3
1 景観計画区域	4
2 良好な景観の形成に関する方針	9
1) 市域全体の景観形成の方針等	9
2) ゾーン別の景観形成方針	17
3) 箱根西麓地域の土地利用上の景観形成の方針	20
4) 建築物等の景観形成方針	21
5) 特に景観形成を図る必要がある地区の景観形成の方針等	23
6) 眺望地点に関する方針	36
3 良好な景観の形成のための行為の制限	43
1) 届出対象行為	43
2) 景観形成基準	44
4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	51
1) 景観重要建造物	51
2) 景観重要樹木	51
5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する方針	52
6 景観重要公共施設の整備に関する事項	53
1) 景観重要公共施設等の名称	53
2) 景観重要公共施設等の整備・保全に関する方針等	54
3) 景観重要公共施設等の許可の基準	56

# 序

## 1) はじめに

本計画は、景観法（平成16年6月18日法律第110号。）第8条の規定に基づく計画です。

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として、平成16年6月に成立し、公布されました。

景観に関する法制度としては、これまでも、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく美観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区といった地域地区や地区計画制度、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等（昭和41年法律第1号）による個別の制度はありましたが、「景観」そのものを正面から捉えた制度はありませんでした。これに対し、景観法は、「景観」そのものの整備・保全を目的とするわが国で初めての総合的な法律であります。

三島市は、平成12年に制定した三島市都市景観条例（平成12年11月30日条例第32号）に基づき景観行政を推進してきましたが、景観法が「良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であり、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効である。基礎的自治体である市町村が中心的役割を担うことが望ましい。」としていることから、平成18年2月1日に県知事の同意を得て景観行政団体となりました。

平成18年度には、三島市都市景観条例に基づく景観形成基本計画の見直しを行うなどして、本年、景観形成の実施計画となる本計画を策定いたしました。

## 2) 景観計画の位置づけ

景観法の規定に基づく計画であり、景観法に基づく施策の枠組みを示すものです。

<<景観形成施策の体系>>

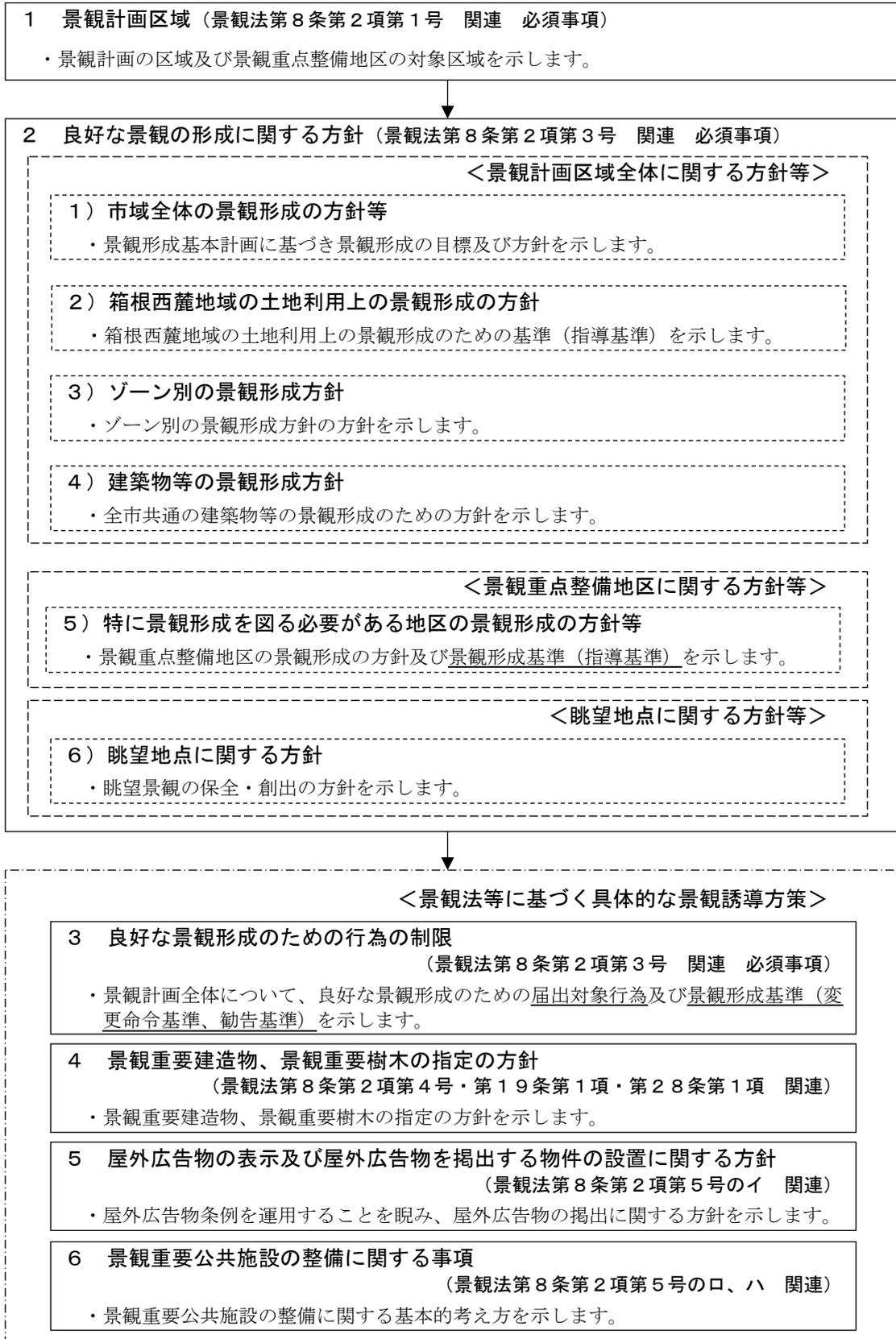
従 来	項 目	今 後
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ・三島市都市景観条例 (自主条例)                 </div>	根拠法等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ・<u>景観法</u> (従来からの施策の後押し)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">                     ・三島市景観条例 (<u>景観法に基づく条例</u>+自主条例)                 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ・三島市都市景観形成基本計画 (条例に位置づけられた計画)                 </div>	景観形成の 目標・方針	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ・三島市景観形成基本計画 (条例に位置づけられた計画)                 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">                     ・条例に基づく施策 (自主施策 →行政指導、表彰等々)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ・関連法等に基づく施策 (関連部局との協調による)                 </div>	具体的な 実施施策	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">                     ・景観法に基づく施策 →<u>施策の枠組みを「景観計画」</u> <u>に記述</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">                     ・条例に基づく施策 ※ (<u>法定施策</u>→一定の強制力を有する +自主施策→行政指導、表彰等々)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ・関連法に基づく施策 (<u>景観法により体系化</u>)                 </div>

※ 景観法に基づく一定の強制力は、届出対象となる行為を定め、届出に基づき良好な景観を誘導していきます。

制限に適合していない場合は、勧告、変更命令を行うことができます。

### 3) 景観計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。



# 1 景観計画区域

(景観法第8条第2項第1号 関連)

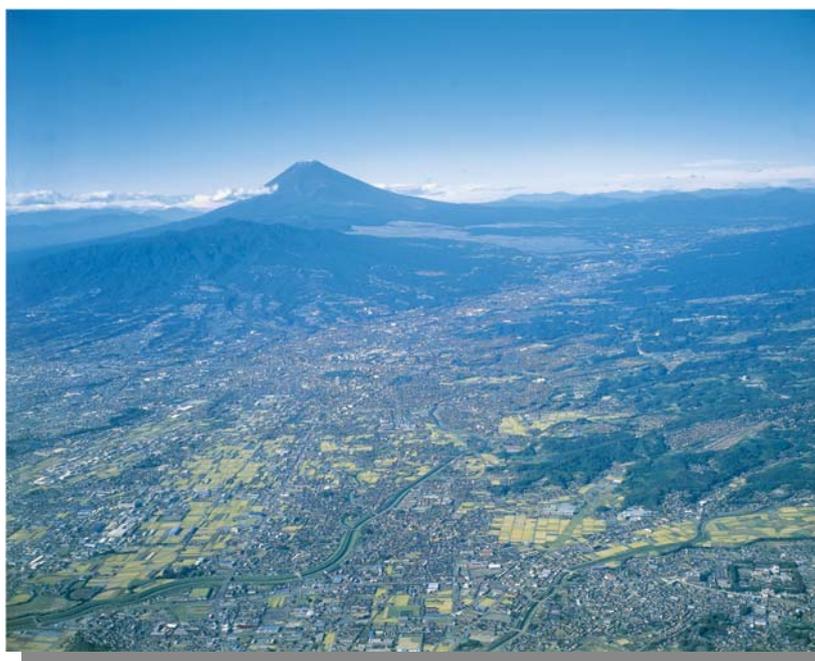
## (1) 景観計画区域

本市は、箱根連山を背に霊峰富士を望む温暖で豊かな自然に生まれ、古くから東海道の交通の要衝として栄えてきたまちであり、湧水やせせらぎ、楽寿園や三嶋大社、さらには、富士山などの眺望など、優れた自然的・歴史的景観を有しており、今後も適切に保全を図るとともに、さらに優れた景観とするための取組みも求められています。

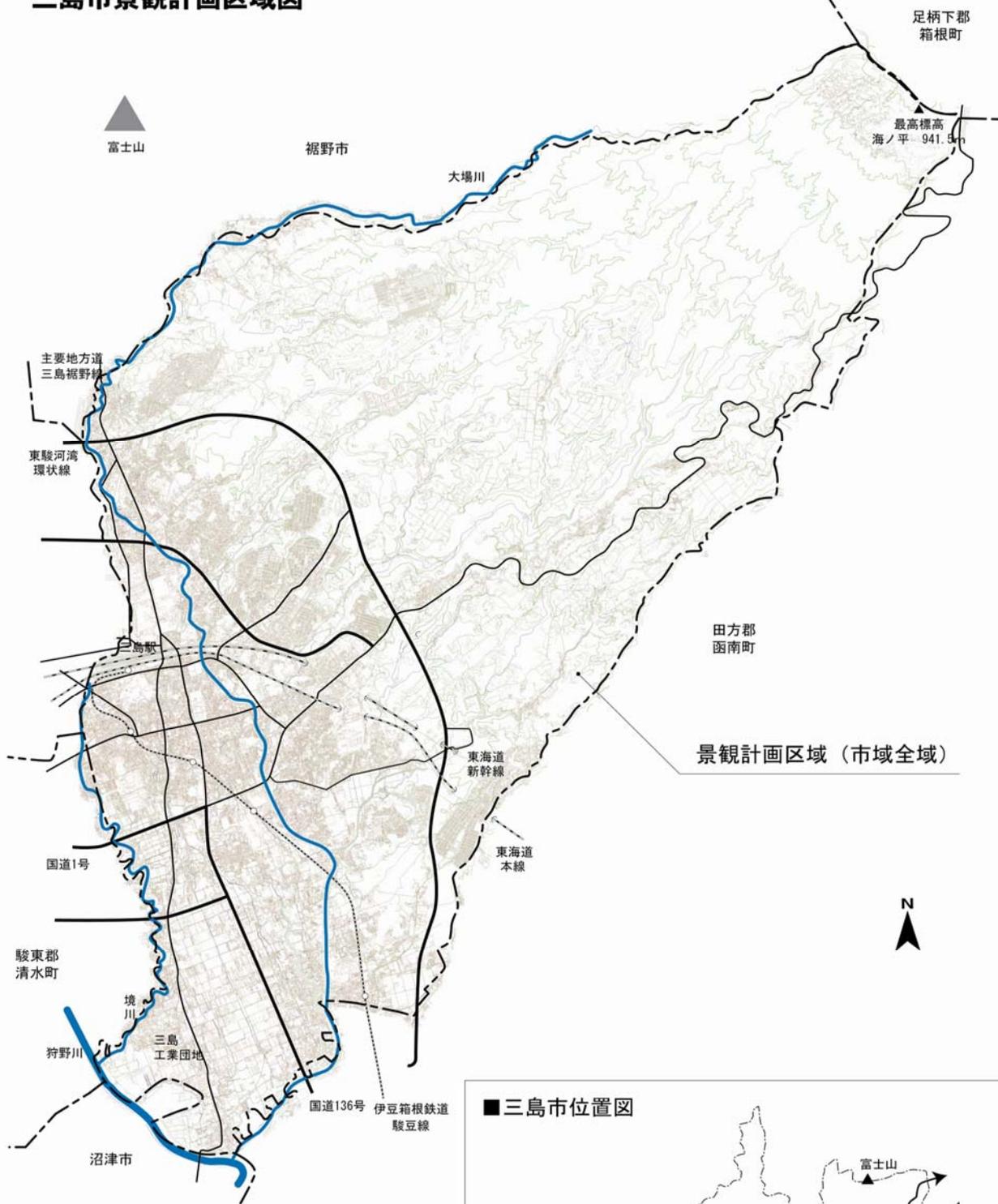
市街地においては、「街中がせせらぎ事業」をはじめ、市の景観づくりに係わる事業、取組みが積極的に行われ、景観に係わる数々の賞を受賞しており、良好な景観を呈する市として全国的にも認められています。しかし、近年は、高層建築物の立地や屋外広告物の設置なども増加傾向にあり、適切な対応が求められています。

このように本市においては、市域全域に様々な景観要素が広がるとともに、良好な景観形成のための対応も市域全域を対象として取組んでいくことが求められています。

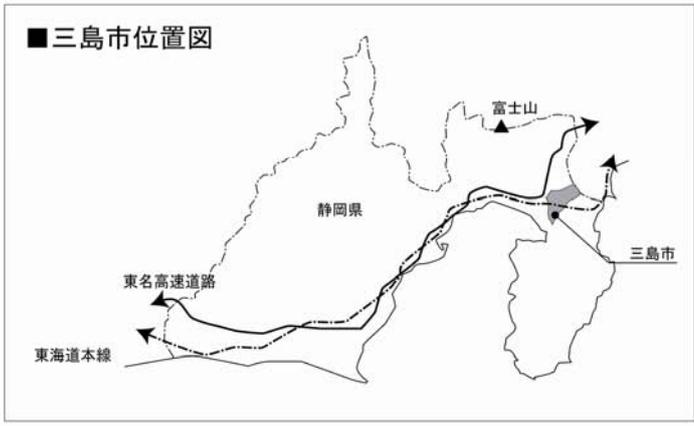
以上のことから、三島市の景観計画区域は市域全域とします。



# 三島市景観計画区域図



景観計画区域 (市域全域)



■三島市位置図

## (2) 地域特性に合わせて景観形成を推進するゾーン

景観形成基本計画に基づき、市域を6つのゾーンに区分し、地域特性に合わせた景観形成を推進します。

### 【6つのゾーン】

箱根西麓の環境保全ゾーン	箱根西麓の環境共生ゾーン
低密度住宅地ゾーン	中心市街地ゾーン
周辺市街地ゾーン	郊外住宅地ゾーン

## (3) 特に景観形成を図る必要がある地区（景観重点整備地区）

特に景観形成を図る必要があると認められる、源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区、白滝公園・桜川地区、大通り地区については、景観重点整備地区として位置づけ、景観形成の目標および景観形成の基準を定めます。

### 【景観重点整備地区】

源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区



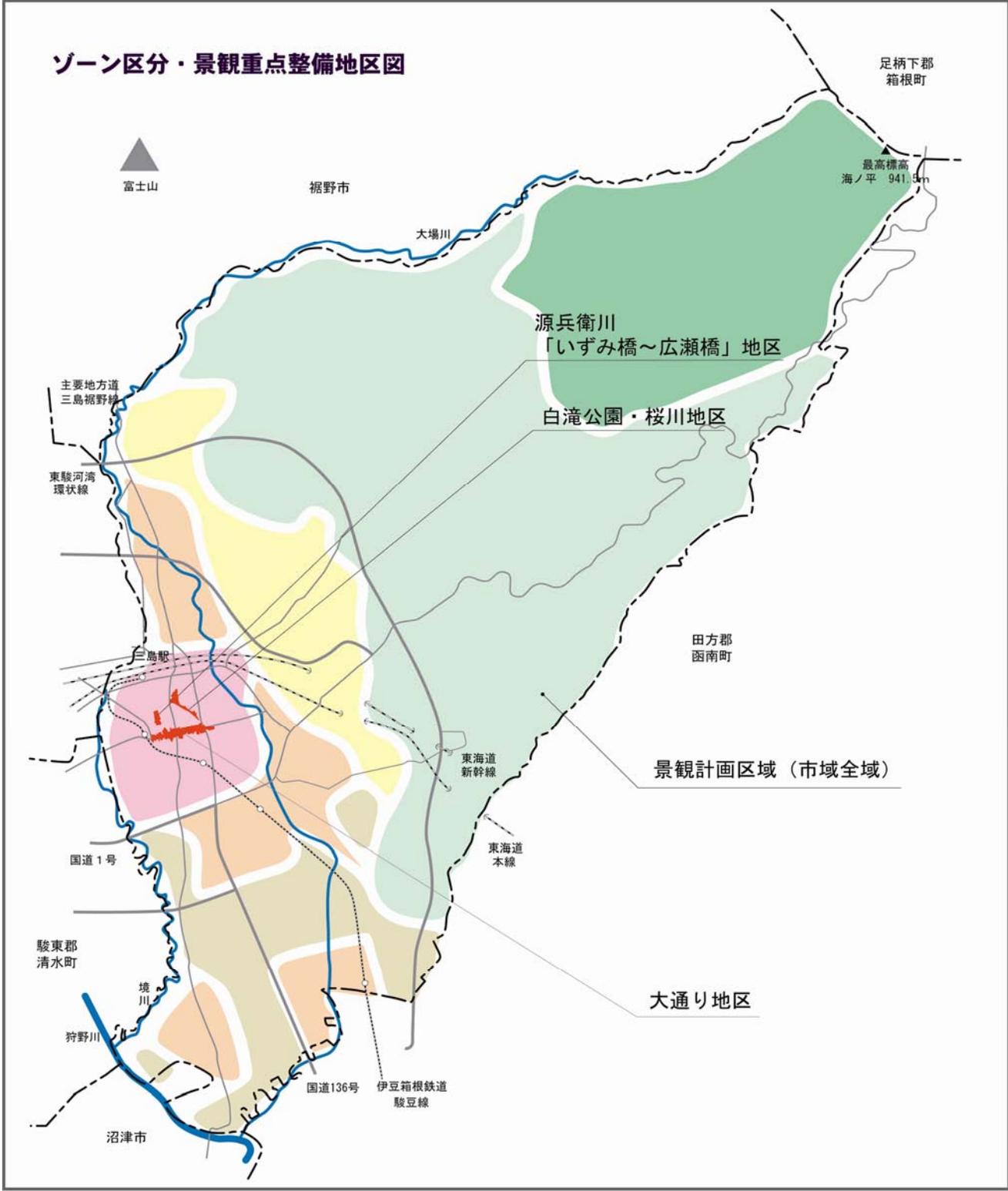
白滝公園・桜川地区



大通り地区



# ゾーン区分・景観重点整備地区図



- |  |              |  |          |
|--|--------------|--|----------|
|  | 箱根西麓の環境保全ゾーン |  | 幹線道路・鉄道軸 |
|  | 箱根西麓の環境共生ゾーン |  | 鉄道       |
|  | 低密度住宅地ゾーン    |  | 主要河川軸    |
|  | 中心市街地ゾーン     |  | 行政区境界    |
|  | 周辺市街地ゾーン     |  |          |
|  | 郊外住宅地ゾーン     |  |          |



景観重点整備地区の区域



■源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区



■白滝公園・桜川地区



■大通り地区

景観重点整備地区については、景観形成基本計画で挙げた指定候補地区を基に、地域住民との協議を踏まえつつ順次追加します。

## 2 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第3号 関連)

本市の景観特性や景観形成上の課題を踏まえ、今後の景観形成の目標と方針を、以下のよう  
に定めます。

### 1) 市域全体の景観形成の方針等

#### (1) 景観形成の目標

本市の将来都市像である「水と緑と人が輝く夢あるまち・三島～環境先進都市をめ  
ざして～」にふさわしい景観づくりを目指し、

## 水と緑と人が輝く三島の景観づくり －優れた自然・歴史・文化を未来に活かす－

を目標に掲げます。

これは、次のことを意味しています。

- ・本市の魅力であり象徴である湧水と豊かな緑や自然による景観を大切にしていく。  
(水、緑、自然)
- ・本市の歴史や文化を大切にし、景観づくりに活かしていく。(歴史、文化)
- ・人々のにぎわいや安らぎを生む景観づくり、また、にぎわい活動や快適な生活か  
ら生まれる景観を大切にしていく。(人)
- ・市民、NPO、事業者の主体的な活動や、  
行政との協働により、わがまち三島の景  
観づくりを進め、景観資源として未来に  
継承していく。(人、未来)



## (2) 景観形成の方針

目標に示す内容を実現するための方針は、次のとおりです。

### 方針1 富士山の眺望景観や箱根の山並み景観を大切にしよう

- ・箱根西麓や市街地から富士山等を眺望する景観を大切にし、市民が親しみ楽しめるよう、眺望に配慮したまちづくりを進める。
- ・箱根西麓の森林、農地の自然景観、旧東海道沿道等の集落地景観、市街地から斜面緑地を眺望する景観を守る。



#### ①富士山を望む景観を大切にする

- ・富士山の眺望の発掘・活用
- ・富士山等の眺望地点の整備と眺望の確保
- ・富士山の眺望に配慮した道路づくり

#### ②箱根の山並みに育まれた豊かな景観を大切にする

(箱根西麓の環境保全ゾーン、箱根西麓の環境共生ゾーン)

- ・箱根西麓の自然景観や斜面緑地の眺望景観の保全
- ・箱根西麓の集落地景観の維持、育成
- ・箱根西麓の自然景観を楽しめる場づくり

## 方針2 水と緑を生かした、水辺のうるおい景観を育てよう

- ・富士山や箱根山系からの恵みである湧水や、湧水河川、水辺の緑、まちなかの緑地等を大切に、水と緑の景観を生かした親水空間をつくり、ネットワークする。
- ・大場川や狩野川等の開放的な河川景観を守り、楽しめるようにする。
- ・湧水、せせらぎ、河川等の水や、身近な花や緑、森林等の豊かなうるおい景観を守り育む主体的な活動を進める。

### ①湧水を活かした、水と緑豊かなせせらぎ景観をつくる

- ・水と緑の保全と、その景観を生かした親水空間づくり
- ・水と緑の景観を楽しめる回遊ルートづくり



### ②自然豊かで開放的な河川景観を守る

- ・自然豊かで開放的な河川景観の保全
- ・河川景観を楽しめる場づくり

### ③うるおい景観を守り育む活動を進める

- ・美しい水の流れる景観づくりのための活動
- ・花や緑の豊かな景観づくりのための活動



### 方針3 歴史と文化が香り、人の集まるにぎわい景観をつくろう

- ・市の玄関口であるJR三島駅前や、中心商業地である駅南や旧東海道沿いの商店街、まちの導入路である国道等の主要道路等は、市の顔として魅力的で美しい都市景観の形成を進める。
- ・市の主要な歴史資源を大切にし、その歴史景観や歴史的イメージを活かし魅力を引き立てる周辺の景観づくりを進める。
- ・行政サービス施設、文化・教育施設等の市民の交流・文化的施設は、質の高い建築物等のデザインとし、市民の景観形成の先導役となるよう努める。

#### ①市の顔となる魅力的な都市景観をつくる

- ・市の玄関口や中心商店街のある中心市街地の景観づくり  
(中心市街地ゾーン)
- ・まちへの導入路となる主要道路や沿道等の美観づくり

#### ②歴史あるまちの景観を大切にする

- ・歴史資源と周辺の景観づくり
- ・歴史を味わえる散策道の景観づくり

#### ③文化の香るまちの景観をつくる

- ・市の文化性が感じられる公共的建築物等の景観づくり



## 方針4 暮らしやすいまちのふるさと景観を育もう

- ・道路や公園等が整い、建築物等や緑によるまち並みが美しく、自然景観や歴史景観を大切にしたい、うるおいとゆとりあるふるさと景観をつくる。
- ・周辺の自然景観や住宅地景観と調和した、良好な工業地景観をつくる。
- ・子どもやお年寄り等の弱者や誰もが使いやすく分かりやすい、ユニバーサルデザインによる建築物等やまちの景観づくりを進める。

### ①うるおいとゆとりある住宅地景観をつくる

- ・まち並みの美しい住宅地景観の維持、育成  
(低密度住宅地ゾーン)
- ・市街地におけるうるおいある住宅地景観づくり  
(中心市街地ゾーン、周辺市街地ゾーン)
- ・郊外住宅地における秩序ある景観づくり  
(郊外住宅地ゾーン)



### ②良好な工業地景観をつくる

- ・周辺の自然景観や住宅地景観との調和  
(周辺市街地ゾーン)
- ・潤いある工業地景観づくり

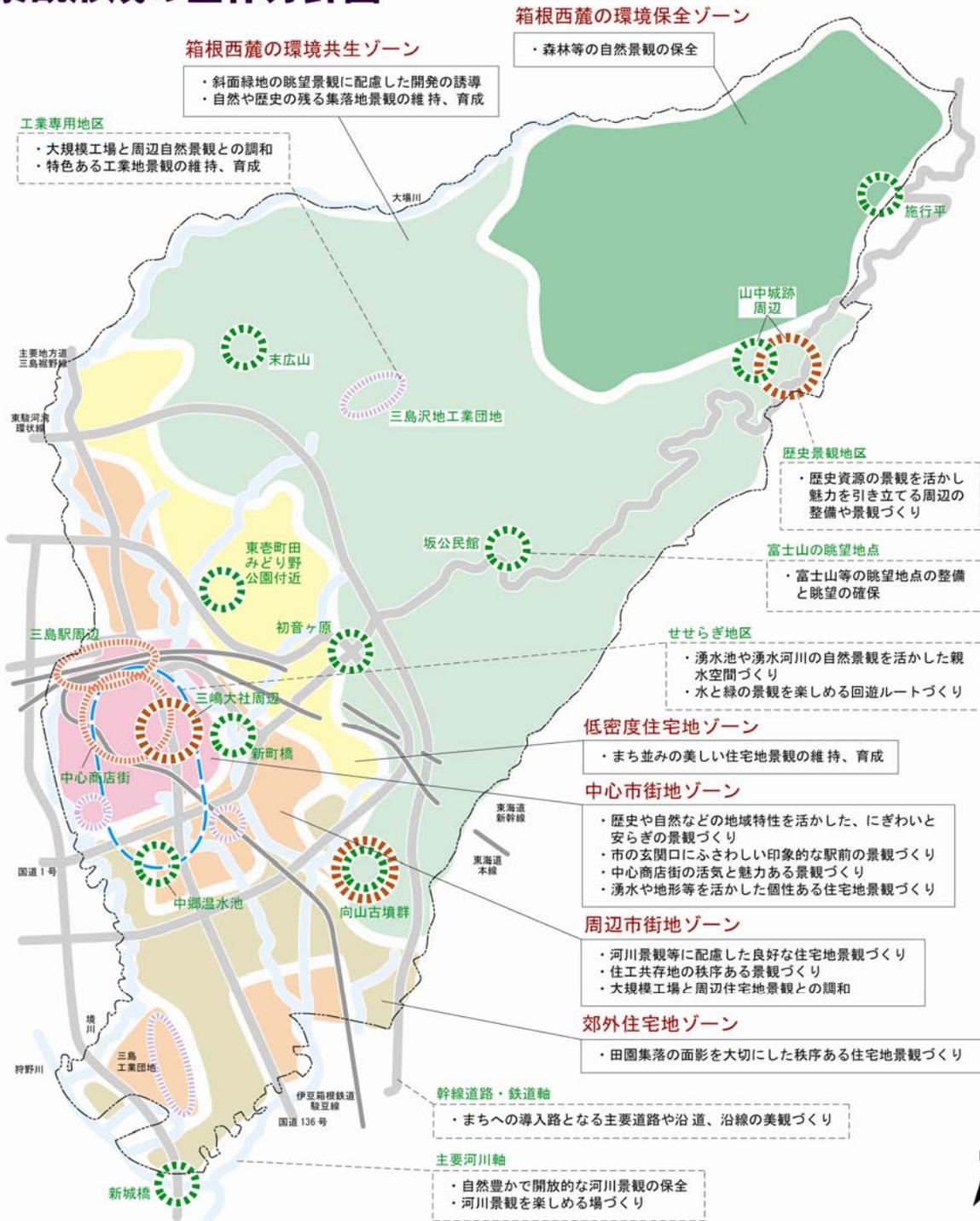


### ③ユニバーサルデザインによる景観づくりを進める

■方針内容と該当ゾーン関係表

方針内容	該当ゾーン
<b>方針1 富士山の眺望景観や箱根の山並み景観を大切にしよう</b>	全てのゾーン
①富士山を望む景観を大切にする	
・富士山の眺望の発掘・活用	
・富士山等の眺望地点の整備と眺望の確保	
・富士山の眺望に配慮した道路づくり	
②箱根の山並みに育まれた豊かな景観を大切にする	箱根西麓の環境保全ゾーン 箱根西麓の環境共生ゾーン
・箱根西麓の自然景観や斜面緑地の眺望景観の保全	
・箱根西麓の集落地景観の維持、育成	
・箱根西麓の自然景観を楽しめる場づくり	
<b>方針2 水と緑を生かした、水辺のうるおい景観を育てよう</b>	全てのゾーン
①湧水を活かした、水と緑豊かなせせらぎ景観をつくる	
・水と緑の保全と、その景観を生かした親水空間づくり	
・水と緑の景観を楽しめる回遊ルートづくり	
②自然豊かで開放的な河川景観を守る	
・自然豊かで開放的な河川景観の保全	
・河川景観を楽しめる場づくり	
③うるおい景観を守り育む活動を進める	
・美しい水の流れる景観づくりのための活動	
・花や緑の豊かな景観づくりのための活動	
<b>方針3 歴史と文化が香り、人の集まるにぎわい景観をつくろう</b>	
①市の顔となる魅力的な都市景観をつくる	中心市街地ゾーン 全てのゾーン
・市の玄関口や中心商店街のある中心市街地の景観づくり	
・まちへの導入路となる主要道路や沿道等の美観づくり	
②歴史あるまちの景観を大切にする	
・歴史資源と周辺の景観づくり	
・歴史を味わえる散策道の景観づくり	
③文化の香るまちの景観をつくる	
・市の文化性が感じられる公共的建築物等の景観づくり	
<b>方針4 暮らしやすいまちのふるさと景観を育もう</b>	
①うるおいとゆとりある住宅地景観をつくる	低密度住宅地ゾーン 中心市街地ゾーン 周辺市街地ゾーン 郊外住宅地ゾーン
・まち並みの美しい住宅地景観の維持、育成	
・市街地におけるうるおいある住宅地景観づくり	
・郊外住宅地における秩序ある景観づくり	
②良好な工業地景観をつくる	全てのゾーン 周辺市街地ゾーン
・周辺の自然景観や住宅地景観との調和	
・潤いある工業地景観づくり	全てのゾーン
③ユニバーサルデザインによる景観づくりを進める	

# 景観形成の全体方針図



- |                |            |            |
|----------------|------------|------------|
| ● 箱根西麓の環境保全ゾーン | ● 富士山の眺望地点 | ■ 幹線道路・鉄道軸 |
| ● 箱根西麓の環境共生ゾーン | ○ せせらぎ地区   | ■ 主要河川軸    |
| ● 低密度住宅地ゾーン    | ● 中心商業地区   |            |
| ● 中心市街地ゾーン     | ● 歴史景観地区   |            |
| ● 周辺市街地ゾーン     | ● 工業専用地区   |            |
| ● 郊外住宅地ゾーン     | ○ 行政区境界    |            |

### (3) 重点施策に関する方針

景観形成の目標・方針を踏まえ、重点的に取組んでいく施策を以下に定めます。

#### ①景観重点整備地区の景観形成

景観計画で定める景観重点整備地区については、地区整備の推進や建築物等の誘導等により、景観の整備・保全を図ります。

#### ②大規模建築物等の景観誘導

大規模な建築物等は、景観計画で定める基準等に基づき、形態等の誘導を図ります。(景観法に基づく「良好な景観形成のための行為の制限」を行います。)

#### ③緑地・せせらぎ等の景観の形成

恵まれた豊かな緑地及び溶岩のある地形の保全及び育成に努め、緑地等の景観の形成を図ります。また、潤いと安らぎのあるせせらぎ及び湧水の保全及び育成に努め、せせらぎ等の景観の形成を図ります。

#### ④屋外広告物等の景観誘導

眺望地点からの主要な眺望景観や景観重点整備地区の中にある屋外広告物等は、総量や規模・意匠等を誘導していきます。

#### ⑤箱根西麓地域の景観形成

箱根西麓地域では、森林、農地等による自然景観の保全及び育成に努め、景観に著しい影響を及ぼすおそれがある行為について、景観形成のための誘導を図ります。

#### ⑥眺望地点

富士山その他の三島特有の景観を眺望できる地点は、眺望地点として指定し、整備に努めます。

#### ⑦景観形成を推進する体制づくりなど

景観形成の推進に係わる各種組織や役割を明確にします。

また、届出対象行為の審査に係わる組織など、手続の流れを明確にします。

## 2) ゾーン別の景観形成方針

各ゾーンの特性にあわせた良好な景観を形成していくため、各種施設の建築及び建設にあたっては、以下の方針に沿うよう努めていきます。

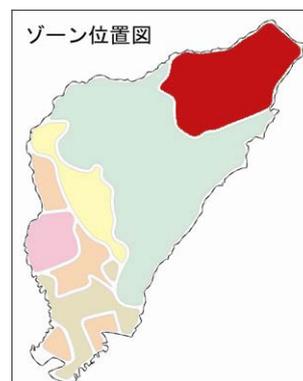
### (1) 箱根西麓の環境保全ゾーン

森林や自然環境を適切に維持・管理し、美しい森林景観を保全します。

箱根旧街道や山中城跡などの歴史的な環境を生かし、魅力ある景観を育んでいきます。

ゾーン内の主な眺望地点や幹線道路からの眺望（パノラマ景観）や森林景観を保全します。

やむを得ず施設等を建築及び建設する場合には、施設等は、周囲の山並みや森林景観に隠れるような配置や形態等とし、高さは低層とするなど、できる限り見えなくなるようにします。



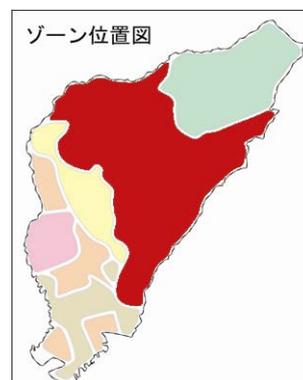
### (2) 箱根西麓の環境共生ゾーン

斜面緑地や農地の緑とまち並みが共生する景観を保全・創出します。

富士山への眺望を保全し、これと調和した一団の農地景観を保全していきます。

各種施設の建築及び建設にあたっては、ゾーン内の主な眺望地点や幹線道路からの眺望（パノラマ景観）を妨げないように配慮し、また、森林、農地、集落地景観と調和するように配慮します。

施設等は、周囲の山並みや森林景観と調和するような形態、色彩等とし、高さは3～4階程度とするなど森林景観の中で突出した印象とならないようにします。また、伝統的な屋敷やまち並み景観を重視し、これと調和する形態、色彩、素材等を取り入れることに努めます。



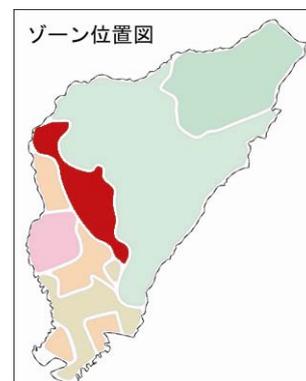
### (3) 低密度住宅地ゾーン

緑が溢れ、統一感のある美しい住宅地景観を創出します。

斜面緑地景観を保全し、身近な緑地環境として活用していきます。

各種施設の建築及び建設にあたっては、ゾーン内の主な眺望地点からの眺望（パノラマ景観）を妨げないように配慮し、市街地から箱根の山並みへの眺望景観の中で周囲の自然景観や住宅地景観と調和するように配慮します。

施設等は、周囲の自然景観やまち並み景観と調和するような形態、色彩等とし、高さは3階程度までとするなど斜面緑地景観の中で突出した印象とならないようにします。



### (4) 中心市街地ゾーン

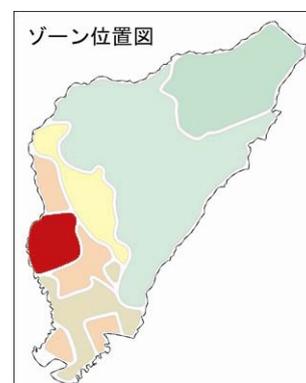
三島駅や中心商店街では、にぎわいの感じられる景観づくりを目指します。楽寿園や三嶋大社周辺などでは、緑、湧水、水辺のうるおいが感じられる景観づくりを目指します。

歴史的・文化的な景観との調和に配慮し、歩いて楽しい、やすらぎを感じられる景観を創出します。

各種施設の建築及び建設にあたっては、ゾーン内の主な眺望地点からの富士山や箱根の山並みへの眺望（見通し）を妨げないように配慮します。

施設等は、周辺の道路、建築物と調和し、魅力あるまち並み景観の創出に配慮し、敷地内の緑化に努めます。また、せせらぎ等の水辺の開放的な景観と調和するように配慮します。

中心市街地では商店街としてのまち並みを意識し、建物の高さや壁面の位置の揃っている所では、まち並みの連続性の創出に配慮し、建築低層部では賑わい等の演出に努めます。また、透過性の高いシースルーシャッターを設置するなど、夜間の明るさの演出に努めます。



せせらぎや寺社等と隣接した地区では、まち並みのスカイラインや、水や緑の自然景観と調和するような形態、色彩等とし、楽寿園や三嶋大社と隣接した地区では、ここからの眺望に配慮し、施設等は木々の高さを超えないように努めます。また、歴史的な建築物等に隣接する地区では、伝統的なデザインを継承し、またはこれと調和したデザインとなるように努めます。

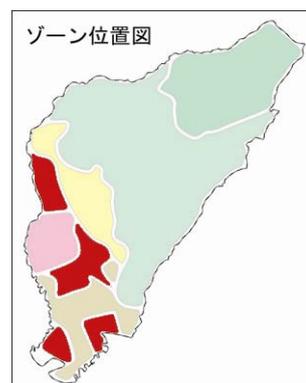
## (5) 周辺市街地ゾーン

住宅地と工業地が共存する緑豊かで落ち着いた景観を創出します。

工場は敷地周辺の緑化などにより、住宅地との調和に配慮します。

各種施設の建築及び建設にあたっては、ゾーン内の主な眺望地点からの富士山や箱根の山並みへの眺望（見通し）を妨げないように配慮し、周囲の建築物等と調和したまち並み景観を形成するように配慮します。

施設等は、周囲のまち並み景観と調和するような形態、色彩等とし、高さは3～4階程度までとするなどまち並み景観の中で突出した印象とならないようにします。特に、幹線道路沿いの商業施設は色彩等に配慮します。



## (6) 郊外住宅地ゾーン

田園集落の面影を大切にした秩序ある景観を創出します。

広がりを感じられる田園の雰囲気大切に、宅地内の緑化などにより、調和した景観を育てていきます。

各種施設の建築及び建設にあたっては、ゾーン内の主な眺望地点や幹線道路からの富士山や箱根の山並みへの眺望（見通し）を妨げないように配慮し、周囲の自然景観やまち並み景観と調和するように配慮します。

施設等は、周囲の自然景観やまち並み景観と調和するような形態、色彩等とし、高さは3～4階程度までとするなど自然景観やまち並み景観の中で突出した印象とならないようにします。また、伝統的な屋敷やまち並み景観を重視し、これと調和する形態、色彩、素材等を取り入れることに努めます。

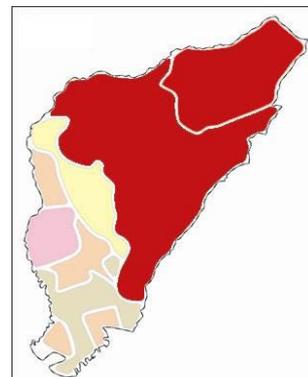


### 3) 箱根西麓地域の土地利用上の景観形成の方針

箱根西麓の環境保全ゾーンは、森林や自然環境を適切に維持・管理し、美しい森林景観を保全するゾーンです。

箱根西麓の環境共生ゾーンは、斜面緑地や農地の緑とまち並みが共生する景観を保全・創出するゾーンです。

これらのゾーンの土地利用にあたっては、森林、農地等による自然景観の保全及び育成に努め、景観に著しい影響を及ぼすおそれがある行為について、景観形成のための誘導を図ります。



#### ■対象行為

内容	
	・箱根西麓地域（大場川以東の市街化調整区域）における、開発面積50,000㎡以上の土地利用事業。

#### ■景観誘導方針

項目	内容
造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面については、できる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮すること。</li> <li>・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮すること。</li> <li>・既存樹木については、できる限り保全及び活用を図るとともに、やむを得ず伐採する場合は、敷地周囲及び周辺への代替植栽に努めること。</li> </ul>

## 4) 建築物等の景観形成方針

良好な景観を形成していくため、建築物等の新築・増改築などの際には、以下の方針に配慮したデザインとなるように努めていきます。

建築物等に関する景観形成の方針

No. 1

項目	細目	建築物等の景観形成の方針
立地・配置	立地	・富士山や箱根の山並み等への眺望をできる限り阻害しないようにする。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の地形、植生等と調和するようにする。</li> <li>・森林、農地やせせらぎ等の自然豊かで開放的な景観を阻害しないようにする。</li> <li>・道路等公共施設に面した部分はセットバック等に努め、沿道のまち並みにゆとりを与え、開放感を高めるようにする。</li> <li>・隣接する建築物等との連続性を意識し、一体的なまち並みを形成するようにする。</li> <li>・敷地全体として、まとまりのある景観となるようにする。</li> </ul>
建築物等の外観	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物高さ、屋根形状等は、眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しないものとする。</li> <li>・まち並みの統一感や連続性を高めるものとする。</li> </ul>
	壁面デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の形態やデザイン等は、周辺のまち並み形成やまちの活性化に資するものとする。</li> <li>・壁面形態やデザインの工夫により、単調な大壁面による圧迫感を軽減する。</li> <li>・窓等の開口部は、周辺の建物との調和を念頭に、位置、大きさ、形状等適切なデザインとする。</li> <li>・周辺景観と調和しやすく、違和感の少ない材料、経年変化に強い材料を使用する。</li> <li>・石材、木材などの自然素材や三島の個性を感じさせる素材を活用する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等の基調色は、周辺のまち並みや建築物等と調和した色彩とする。</li> <li>・自然素材色など、背景となる空・山、周囲の土・緑等の自然景観と調和した色彩とする。</li> </ul>
	付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外階段は、建物本体と一体的、あるいは調和したデザインとする。</li> <li>・物干し場は、主要な道路等から干し物が見えにくくなるような配置や構造とする。</li> <li>・屋上に設ける設備は、主要な道路等から見えにくくなるよう設置する、あるいは壁面の立ち上げやルーバー等により隠すようにする。</li> <li>・外壁の設備配管や設備機器は、主要な道路等から見えにくくなるよう設置する、あるいは建物本体と一体的、もしくは調和したデザインとする。</li> </ul>

項目	細目	建築物等の景観形成の方針
建築物等の外構	道路に面した空地	・道路境界部分を歩道と一体的に利用したり、緑化等の修景スペースとして確保するなど、建物前面を中心に、ゆとりと潤いのある空間を形成する。
	外柵や塀・門柱・門扉	・道路に接する柵や塀などは、建物本体や周辺のまち並みになじむようにする。
	植栽	・敷地内の既存樹木は極力保全し、修景に活かすようにする。 ・敷地内のオープンスペースは、できるだけ緑化する。 ・周辺植生に調和する樹種を選択する。 ・敷地入り口周辺、建物までのアプローチ通路沿いなどは、花壇やプランターボックス等により演出する。
	駐車場等	・駐車場や駐輪場は、潤いある空間となるように、緑化や舗装デザインに配慮するとともに、必要に応じて道路等から見えにくくなるようにする。
	付属施設	・立体駐車場は、建物本体と一体的、あるいは調和したデザインとする。 ・電気室、機械室、トイレ、ゴミ置場等は、目立たない位置に配置するとともに、建物本体や周辺景観と調和するデザインとする。 ・自動販売機は、建物本体や周辺景観と調和するデザインとする。 ・施設の周囲に、目隠しや防音のための植栽等を施す。
建築物等に付帯する広告物及び同敷地内の広告物	・広告物は、自家広告のみとし、できるかぎり壁面に設置し、屋上・屋根看板は設置しない。 ・大きさは各壁面の5分の1以内にとどめる。 ・広告塔などの独立看板を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和など、周辺の景観を損なわないようにする。 ・看板の地色には、高彩度色や蛍光色の使用をできるだけ避ける。	

## 5) 特に景観形成を図る必要がある地区の景観形成の方針等

### (1) 源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区の景観形成の方針等

#### ①対象区域

源兵衛川上流部のいずみ橋から広瀬橋までの約120mの区間及び両岸と接する民地とします。



■源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区 区域図

#### ②景観形成の目標

本市の都市景観形成の目標である「水と緑と人が輝く三島の景観づくり—優れた自然・歴史・文化を未来に活かす—」にふさわしい景観づくりを目指し、

## 水と緑を保つ水辺の景観づくり

を目標に掲げます。

三島市の宝である源兵衛川の緑豊かな景観を保全するために、地域住民と行政が相互に協働の精神のもとに活動し、緑と自然の風合いを活かした景観としていきます。

- ・ 樹木などの緑豊かな景観を保全・継承していきます。
- ・ 建物や工作物の景観は、緑と自然の風合いを活かしたものとします。
- ・ 景観づくりにおいては地域住民及び行政相互の協働のもとに進めます。

### ③公共施設に係る方針

#### ア 公共施設の範囲

河川敷地内の構造物及び河川に隣接する護岸

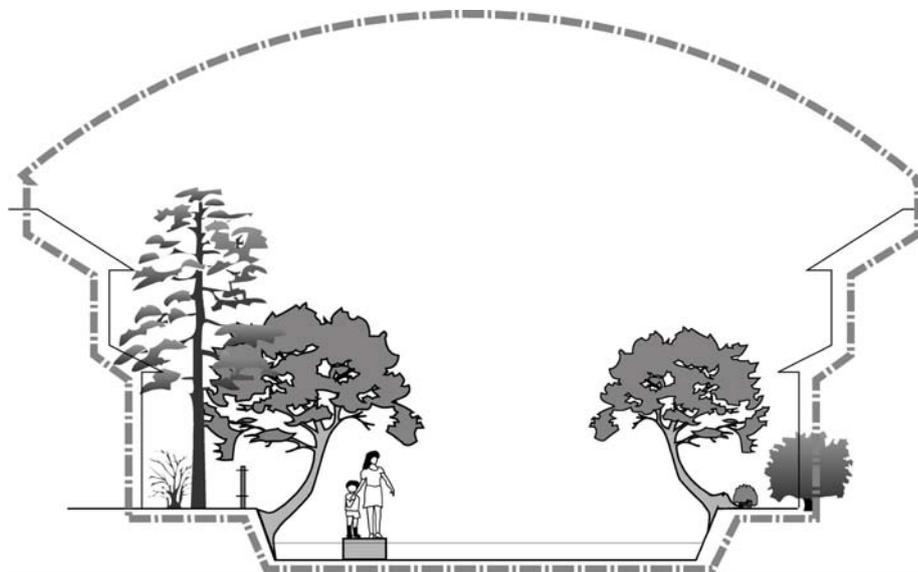
#### イ 公共施設の景観整備方針

- ・ 可能な限り溶岩を利用し、清らかな水の流れのある環境を楽しめる、安全な遊歩道を整備・維持管理します。
- ・ 河川内にある樹木について、安全に支障のない範囲において可能な限り保全する。また、安全に支障のある場合においては、適切な管理をおこないます。
- ・ 河川の環境を阻害するものを除去し、美しくきれいな環境を保ちます。
- ・ 年間を通じて美しい水の流れのある景観を保ちます。

### ④景観形成の基準

#### ■地区景観形成基準の及ぶ空間

地区景観形成基準の対象となる空間は、都市景観重点整備地区内にある源兵衛川（遊歩道）から見ることのできる範囲とします。



■ 地区景観形成基準

項目		内容	
建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項	ア. 建築物	色彩・素材	・溶岩や緑と調和した彩度の低い色（落ち着いた色彩）とする。
		高さ・階数	・新・増築する場合は、概ね3階以下とする
		外壁の位置	・新・増築する場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、河川境界から 1.0m 以上離すものとする。
	イ. 門、塀、擁壁	工作物	・原則として門、塀、擁壁等の工作物は設置しない。 ※河川に面する部分は、生垣若しくは、垣・柵とする。
	ウ. 屋外設備 (空調・給湯などの室外機等)		・露出した印象を与えないよう、周囲の景観・環境に配慮したものとする。
広告物等の規模、位置、数量及び意匠に関する事項		・広告物等は原則として設置しない	
木竹の態様		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の景観を支えている樹木等の維持管理に極力努める。</li> <li>・樹木等を撤去する場合には、その代替となる樹木等を植栽する。</li> <li>・新たに植栽する場合は、周囲の景観に調和する植栽とする。</li> </ul>	
溶岩を用いた護岸の規模及び位置に関する事項		・溶岩の維持保全に配慮した新設、修繕とする。	
前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項		・垣・柵は、木竹又はこれと類似した風合いをもつものとする。	
都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合の近隣住民に対する当該行為に関する計画の周知に関する事項		・協議会等を開催するなど、できるかぎり当該行為の周知に努める。	

## (2) 白滝公園・桜川地区の景観形成の方針等

### ①対象区域

市道愛染院祇園線から三島裾野線までの桜川及びその桜川に接する民地、白滝公園、市道大宮6号線及びその市道大宮6号線に接する民地と市道水上線の歩道等とします。



■白滝公園・桜川地区 区域図

### ②景観形成の目標

本市の都市景観形成の目標である「水と緑と人が輝く三島の景観づくりー優れた自然・歴史・文化を未来に活かすー」にふさわしい景観づくりを目指し、

## 水と緑を活かした 愛着のもてる 街並み景観づくり

を目標に掲げます。

三島市の宝である白滝公園・桜川の豊かな水と緑の景観を保全するために、地域と行政が相互に協働の精神のもとに活動し、水と緑の豊かな愛着の持てる景観としていきます。

- ・桜川と白滝公園の水と緑を活かし、歩きたくなる景観を創出します。
- ・水と緑の風合いを活かした落ち着いたある建物や工作物の景観を創作します。
- ・花や緑を育み、誰もが住みたくなるような景観を創出します。
- ・水鳥や魚の見られる景観を保全・創出します。
- ・景観づくりにおいては地域住民と行政が協働の精神のもとに進めます。

### ③公共施設に係る方針

#### ア 公共施設の範囲

- ・白滝公園・桜川のほか道路や橋などの行政が管理する公共空間

#### イ 公共施設の景観整備方針

- ・水上通りは、公園・桜川の水と緑を生かし、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、歩行者などに重点をおいたデザインとします。

歩道：水はけの良い構造、自然の風合いをもつ素材とします。

手すり：自然の風合いをもつ外観とします。

電線類：景観に配慮した地中化を目指します。

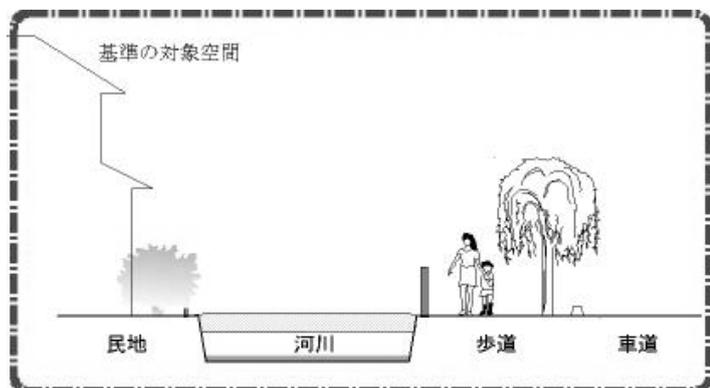
- ・水上の小道は、公園・桜川の水と緑を生かし、歩行者の安全を確保するための施設を設置します。
- ・桜川の水量は、年間をとおして維持できるように努めます。
- ・緑の景観は、良好な状態を維持するため、保存に努めるとともに必要に応じて植栽を行います。

### ④景観形成の基準

#### ■地区景観形成基準の

#### 及ぶ空間

地区景観形成基準の対象となる空間は、指定区域全域とするが、区域内において歩道から見ることでできる範囲を重視します。



■地区景観形成基準

項目		内容	
建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項	ア. 建築物	高さ・階数	・新築する場合は概ね4階以下とする。
		外壁の後退	・新築する場合は、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、桜川及び水上の小道との境界から1m以上離すものとする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁や屋根の色彩は、白滝公園・桜川・三嶋大社の景観と調和し、落ち着いた印象とするため、低明度・低彩度の色とする。</li> <li>・屋根：色相は10RからYRを経て10Yの間、明度5以下、彩度1以下、又は無彩色とする。</li> <li>・外壁：色相は10RからYRを経て10Yの間、明度7以下、彩度3以下、又は無彩色とする。外壁面積の概ね半分以上を明度4以下としないものとする。</li> </ul>
		屋根	・傾斜屋根を基本とする。
	イ. 門、塀、擁壁	門（門柱）	・高さとは幅は最小限度にとどめ、意匠については、白滝公園・桜川・三嶋大社の景観と調和したものとする。
		壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路及び河川との境に塀等を設置する場合は、ブロック塀などの重厚感のあるものは避け、できる限り生垣とし、垣・柵を設ける場合は、高さ1m以下とする。</li> <li>・なお、河川との境に安全のためにブロック塀などの重厚感のあるもの設置する場合は、高さ50cm以下とする。意匠については、白滝公園・桜川・三嶋大社の景観と調和したものとする。</li> <li>・水上の小道との境に塀等を設置する場合は、歩行者の安全性確保のため50cm程度、境界から後退するものとする。</li> </ul>
	ウ. 屋外に設置されている室外機等	・露出した印象とならないよう、周囲の景観・環境に配慮したものとする。	

項目	内容	
広告物等の規模、位置、数量 及び意匠に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の敷地内に設置し、自己の用に供するものに限 定する。</li> <li>・ 屋上又は屋根へは配置しない。独立して設置する場 合は高さ 4 m 以下とする。</li> <li>・ 面積は必要最小限度にとどめ、色や形は周囲の景観 と調和のとれたものとする。</li> <li>・ 反射素材、動光、点滅、ネオン照明としないものと する。</li> </ul>	
木竹の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区の景観を支えている緑（樹木）の維持管理に極 力努める。</li> <li>・ 樹木等を撤去する場合には、その代替となる樹木等 を植栽する。</li> <li>・ 新たに植栽する場合は、周囲の景観に調和する植栽 とする。</li> </ul>	
溶岩を用いた護岸の規模及び 位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溶岩の維持保全に配慮した新設、修繕とする。</li> </ul>	
前各号に掲げるもののほか、 市長が必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会等を開催するなど、できる限り当該行為の周 知に努める。</li> </ul>	
都市景観の形成 に影響を及ぼす おそれがある行 為を行う場合の 近隣住民に対す る当該行為に関 する計画の周知 に関する事項	橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造は鉄筋コンクリート製とし、幅員は最小限度と すること。橋の色は灰色系とすること。橋の欄干は 15 cm 以上 50cm 以下とし、植木鉢等による植栽に努 める。（植栽については落下や河川汚濁などに十分配 慮する。）</li> </ul>
	空スぺ ース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣地との境など普段使用していないスペースのある 場合は、できるかぎり植木鉢などによる緑化に努め る。</li> </ul>

### (3) 大通り地区の景観形成の方針等

#### ①対象区域

大通り（三島富士線）に面する商店街（本町大中島商店会、本町小中島商栄会、中央町商店会、大社前商店会）の区域のまち並みや公共施設等とします。



## ②景観形成の目標

本市の都市景観形成の目標である「水と緑と人が輝く三島の景観づくりー優れた自然・歴史・文化を未来に活かすー」にふさわしい景観づくりを目指し、

# 人々が集い、 ショッピングや散策を楽しむことができる まち並み景観づくり

を目標に掲げます。

三島市の中心市街地に位置する大通り商店街として“水と緑と文化あふれる人にやさしいまち”をコンセプトに、三島市の顔として相応しい街並を創出し、将来にわたりこれを改善し、維持し続けるため、以下に掲げる方針に沿って街づくりを推進することにより『商店街に人々が集い、ショッピングや散策を楽しむことができるまち並み景観』を実現します。

- ・湧水や歴史を活かした「せせらぎと緑あふれる庭園のようなまちづくり」
- ・歴史のあるまちとして誇りを大切にし、個性愛着の持てるまちづくり
- ・まちの顔としての景観づくり
- ・歩きたくなる・来たくなるまちの景観づくり
- ・もてなしのある親しみの持てる店づくり
- ・各商店会街区の個性を活かしながらも、調和した街並み景観づくり

## ③公共施設に係る方針

### ア 公共施設の範囲

- ・大通り（三島富士線）などの行政が管理する公共空間

### イ 公共施設の景観整備方針

- ・大通りは、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、シンプルですっきりと  
して街を歩く人々や店舗が主役になって引き立つようなデザインとします。

歩道：舗石は、街の顔としてのグレードを演出する御影石とします。

街路灯：シンプルですっきりしたデザインとします。

街路樹：四季を感じさせる落葉樹とします。

ストリートファニチャー：ベンチ、モニュメント、水の仕掛けなど、歩行者空間の快適性を高めるものを設置します。

電線類：景観に配慮し、地中化します。

#### ④景観形成の基準

##### ■地区景観形成基準の及ぶ空間

地区景観形成基準の対象となる空間は、都市景観重点整備地区（本町大中島商店会、本町小中島商栄会、中央町商店会、大社前商店会）内にある大通り（三島富士線）から見ることできる範囲とします。

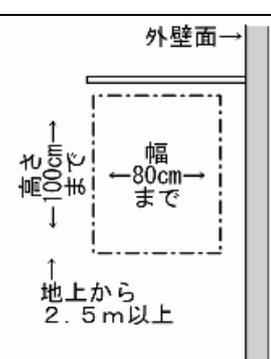
##### ■地区景観形成基準

項目		内容
建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項	ア. 建築物	用途
		外壁の位置
		形態

- ・大通りに面した1階部分は商業・業務等の用途とし、連続した店舗の連なる中心市街地の商店街となるように努める。
- ・駐車場、事業所などについては、商業地としての雰囲気になじむよう景観上、極力配慮する。
- ・新築、あるいは通りに面した部分を増築、改築などする場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から0.5m以上離すものとする。
- ・店の扉の開閉、出入り口の庇に余裕の空間を設け、快適な空間を確保することに努める。
- ・5階建て以上となる建築物は、4階以上の壁面を後退する。あるいは、壁面デザインを3階までのデザインと切り換える。

項目		内容		
建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項	ア・建築物	壁面デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の建替えに当たってはまち並みの調和に配慮する。</li> <li>・各商店会で定める以下の基準に配慮する。</li> </ul>	
			商店会	詳細基準
			大社前	<ul style="list-style-type: none"> <li>①歴史・文化的要素を街並みづくりの背景とする。</li> <li>②基本は、調和の取れた和風のまち並みを目指す。</li> <li>・壁面デザインは以下の要素に配慮したものとする。</li> <li>・格子／瓦／白壁／板張り／のれん等</li> </ul>
			中央町	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国府、門前町、宿場町、問屋場・商店街として歩んできた歴史を基礎とする。</li> <li>②看板建築等の昭和初期の建築物を生かす。</li> <li>・できるだけ、低層とする。</li> <li>・瓦屋根や看板建築風の建物とする。</li> <li>・和風建物の場合は、以下の要素を配置する。</li> <li>・瓦屋根の庇／格子窓</li> </ul>
			本町 小中島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アートを活かした遊び心あふれる街づくりを目指す。</li> <li>・アートの演出は、以下に配慮する。</li> <li>・歩行者が見たときのスケール感</li> <li>・楽しさ、快適な印象</li> </ul>
本町 大中島	<ul style="list-style-type: none"> <li>①来街者に“楽しみ・喜び・発見・やすらぎ”などを与え、三島の顔となる街並みとする。</li> <li>②楽しい街、安全な街、優しい街、愛着の持てる街、住みたくなるような街、明るい街等を目標とする。</li> <li>・従来からの純和風、純洋風、様式デザインとせず、斬新なデザインコンセプト（現代和風、新様式など）に基づくものとする。</li> <li>・外観の印象は、以下に配慮する。</li> <li>・安らぎ感／繊細さ／快適さ</li> </ul>			

項目		内容																
建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項	ア. 建築物	<p>色 彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の色彩は大通り商店街のコンセプト“水と緑と文化あふれる人にやさしいまち”に相応しいまち並みを考慮し、グレードの高い雰囲気の色彩とする。</li> <li>・隣接建物との彩度・明度を調整し、色彩の調和を図る。</li> <li>・日本工業規格 Z7821〔色の表示方法－三属性による表示〕（以下、マンセル値と呼ぶ。）において、以下のとおりとすること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 R (1 0 R P) ~ 5 R</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 以上</td> </tr> <tr> <td>5 R ~ 1 0 R</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y R (1 0 R) ~ 1 0 Y R</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y (1 0 Y R) ~ 5 Y</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>5 Y ~ 1 0 Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見付面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りではない。</li> <li>・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りではない。</li> </ul>	色 相	彩 度	明 度	0 R (1 0 R P) ~ 5 R	4 以下	2 以上	5 R ~ 1 0 R	5 以下	0 Y R (1 0 R) ~ 1 0 Y R	6 以下	0 Y (1 0 Y R) ~ 5 Y	5 以下	5 Y ~ 1 0 Y	4 以下	その他	
	色 相	彩 度	明 度															
	0 R (1 0 R P) ~ 5 R	4 以下	2 以上															
5 R ~ 1 0 R	5 以下																	
0 Y R (1 0 R) ~ 1 0 Y R	6 以下																	
0 Y (1 0 Y R) ~ 5 Y	5 以下																	
5 Y ~ 1 0 Y	4 以下																	
その他																		
イ. 屋外設備	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、閉店後も店の明かりが歩道をも照らす、明るい安全な街にするため、シャッターの無い店づくり、あるいはシースルーシャッター等の工夫をする。</li> </ul>																
	日除けテント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日除けのためのテントを設置する場合は、構造・色彩など、まち並みとの整合性を考慮し、統一感を持たせるため大通り景観委員会で指定した形態のものとする。 (商店会ごとに占用許可等のとりまとめを行う。)</li> </ul>																
	室外機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・露出した印象とならないよう、周囲の景観・環境に配慮したものとする。</li> </ul>																

項目	内容	
広告物等の規模、位置、数量及び意匠に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街のイメージを大切にし、周辺の環境と調和した看板とする。</li> <li>・壁面看板はファサードを重視した各個店の個性を活かしたものとする。</li> <li>・歩道上には置看板や幟旗、簡易な看板を設置しない。</li> <li>・幟旗、簡易な看板は、イベントやPRなどで短期的に設置する場合を除き、恒常的に設置しない。</li> <li>・屋上看板は極力避ける。</li> <li>・袖看板は歩道上にはみ出さない位置に付ける。ただし、以下の基準にそったものは、この限りではない。 (商店会ごとに占用許可等のとりまとめを行う。)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取付位置、大きさ：右図参照</li> <li>・形状：最大寸法内に収まる範囲（自由）</li> <li>・彩色：建築物のアクセントとなる色</li> <li>・デザイン：業種・業態がイメージできるユニークなものとする</li> </ul>  </div>	
都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合の近隣住民に対する当該行為に関する計画の周知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会を開催するなど、できるかぎり当該行為の周知に努める。</li> </ul>	
前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	まち並みの連続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、倉庫、塀等が直接街路に面する場合は、緑化など景観上の配慮をする。</li> <li>・駐車場などについては、商業地としての雰囲気になじむよう景観上、極力配慮する。</li> </ul>
花緑水の演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店の内外に水や緑、花を使った演出を心掛け、来街者に安らぎと潤いを与えるよう心掛ける。</li> <li>・源兵衛川、御殿川は水面、護岸の景観を保全し、沿岸建築物などは潤いのある水辺景観の演出に配慮する。</li> </ul>	

## 6) 眺望地点に関する方針

### (1) 眺望景観の保全・創出の考え方

富士山その他の三島特有の景観を眺望できる地点は、眺望地点として指定し、整備に努めます。

#### 【指定の考え方】

指定については、「三島市景観形成基本計画」に基づき、以下の点に留意します。

- ①市街地から富士山の眺望や箱根の山並み景観が得られる地点。
- ②箱根西麓から市街地や駿河湾のパノラマ景観が得られる地点。

以上の考え方に基づき、これまで末広山、施行平、山中城跡、中郷温水池、向山古墳群、新城橋、新町橋、坂公民館、初音ヶ原（錦田一里塚下）、東壺町田みどり野公園付近の全10地点を眺望地点として指定しています。

眺望地点は、今後必要に応じて順次追加します。

眺望地点からの眺望景観については、「3 良好な景観形成のための行為の制限」に明記する規準を遵守することにより、保全・確保を図ります。



## (2) 眺望地点毎の眺望景観の保全・創出の考え方

### ①末広山

#### 【眺望地点の概要】

末広山は三島市北部の高台に位置し、古くから地域住民の憩いの場として、親しまれています。

箱根西麓から田方平野、駿河湾そして愛鷹山や富士山を見渡すことができます。

#### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・愛鷹山の眺望景観及び市街地と駿河湾のパノラマ景観を保全する。
- ・建築物等は、駿河湾や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■末広山から見た市街地と駿河湾



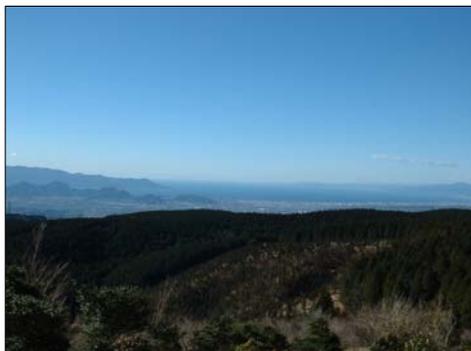
### ②施行平

#### 【眺望地点の概要】

この地は、古来より遠望の地として人々が訪れる風光明媚な場所です。かつてこの一帯はハコネザサが群生していましたが、現在は植栽が進められ、富士山や市街地の展望を楽しみながらくつろげる空間が広がっています。

#### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山の眺望景観及び市街地と駿河湾のパノラマ景観を保全する。
- ・建築物等は、駿河湾や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■施行平から見た市街地と駿河湾



### ③山中城跡

#### 【眺望地点の概要】

山中城は、永禄年間（1560年代）北条氏康により築城されました。昭和9年（1934）に国の指定史跡となり、昭和56年（1981）から城跡公園として開放しています。西櫓付近からは富士山、駿河湾、市街地が一望でき、岱崎出丸からは田方平野が一望できます。

#### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山の眺望景観及び市街地、駿河湾、田方平野のパノラマ景観を保全する。
- ・建築物等は、富士山や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■西櫓付近から見た富士山



### ④中郷温水池

#### 【眺望地点の概要】

中郷温水池は、湧き水を稲作用水として利用するために水を温める池として、昭和28年に建設されました。現在は周囲に植栽が施された気持ちの良い散策コースとなっており、平成18年には、静岡県都市景観賞・最優秀賞（県知事賞）を受賞しています。

南端は逆さ富士が美しく映る絶好のポイントとして知られています。

#### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山の眺望景観と逆さ富士の景観を保全する。
- ・富士山の眺望景観と調和する周辺まち並み景観を創出する。
- ・建築物等は、富士山や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■中郷温水池南端から見た富士山



## ⑤向山古墳群

### 【眺望地点の概要】

向山古墳群は昭和50年（1975）、向山小学校建設中に発見された、市内でも最も古い古墳群で、5世紀後半から6世紀前半の古墳時代中期のものと考えられ、鉄剣、鉄刀、鉄鎌が出土しています。ここからは、市街地と富士山が一望できます。

### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山、愛鷹山の眺望景観及び富士山、愛鷹山を背景にする市街地のパノラマ景観を保全する。
- ・建築物等は、富士山や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■前面道路から見た富士山



## ⑥新城橋

### 【眺望地点の概要】

新城橋は、三島市最南端に位置しています。この場所は、江戸時代には、伊豆の国を結ぶ重要な交通の要所となっていたほか、付近には、関所もあり駿河湾の国等へ向かう渡し船の乗り場もありました。

この橋の入り口部分からは、富士山、愛鷹連山、箱根連山などの山々を見ることができます。

### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山、愛鷹山の眺望景観及び富士山、愛鷹山を背景にする田園景観を保全する。
- ・建築物等は、富士山や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■新城橋付近から見た富士山



## ⑦新町橋

### 【眺望地点の概要】

新町橋は、平成8年に架け替えられ現在は、近代的な橋となっていますが、江戸時代には東海道五十三次の三島宿の出入り口として多くの旅人がこの橋を渡っていました。

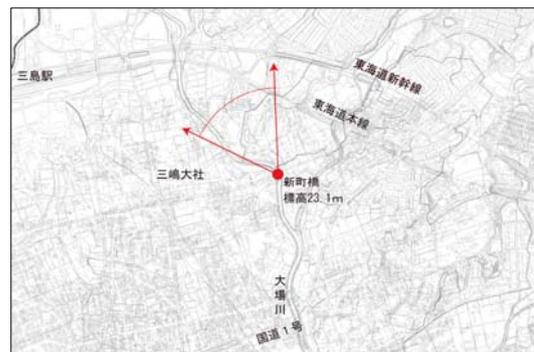
この場所からは、富士山を望むことができます。

### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山の眺望景観を保全する。
- ・富士山の眺望景観と調和するまち並み景観を創出する。
- ・建築物等は、富士山や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■新町橋から見た富士山



## ⑧坂公民館

### 【眺望地点の概要】

坂公民館は、箱根旧街道沿いにあり、その北側は、富士山、駿河湾の眺望も楽しめる場所にもなっています。また、12月には、周辺のダイコン畑で、多くのダイコン干しが見られ、三島らしい冬の富士山景観を望むことができます。

### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山の眺望景観及び市街地と駿河湾のパノラマ景観を保全する。
- ・建築物等は、富士山や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■坂公民館北側から見た富士山



## ⑨初音ヶ原（錦田一里塚下）

### 【眺望地点の概要】

初音ヶ原は、箱根旧街道の松並木北側にあたる丘陵地帯の名称であり、良好な富士山景観を望むことができます。

また、隣接する錦田一里塚付近からも良好な富士山景観を望むことができます。

### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山の眺望景観を保全する。
- ・富士山の眺望景観と調和するまち並み景観を創出する。
- ・建築物等は、富士山や愛鷹山の稜線を遮らない形態、高さとなるようにする。



■初音ヶ原（錦田一里塚下）の広場から見た富士山

## ⑩東壺町田みどり野公園付近

### 【眺望地点の概要】

東壺町田みどり野公園付近からは、愛鷹山と富士山が裾野部分から眺望でき、その前面には徳倉の住宅地や鎮守の森などを眺めることができます。

### 【眺望景観の保全・創出の方針】

- ・富士山の眺望景観を保全する。
- ・富士山の眺望景観と調和するまち並み景観を創出する。



■東壺町田みどり野公園付近から見た富士山

### 3 良好な景観の形成のための行為の制限

(景観法第8条第2項第3号 関連)

「2 良好な景観の形成のための方針」に基づき、良好な景観の形成を図るために、建築物・工作物の新築等などについて、届出対象行為と景観形成基準を定めます。

#### 1) 届出対象行為

届出の対象となる行為は次のとおりです。

行 為	対象となる規模・要件
①建築物・工作物の新築、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態、意匠等の誘導を図る対象は、大規模な建築物等とし、届出対象となる規模・要件は、次のとおりとする。</li> </ul>
	<p><b>市街化区域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物・工作物の新築、増築、改築又は移転で、建築物等の高さが15mを超える、または延べ床面積が1,000㎡以上のもの。</li> <li>建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の高さが15mを超える、または延べ床面積が1,000㎡以上のもの。さらに外観の変更に係わる見付面積が1/2以上のもの。</li> </ul>
	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物・工作物の新築、増築、改築又は移転で、建築物等の高さが10mを超える、または延べ床面積が1,000㎡以上のもの。</li> <li>建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の高さが10mを超える、または延べ床面積が1,000㎡以上のもの。さらに外観の変更に係わる見付面積が1/2以上のもの。</li> </ul>
②夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、前項の規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物(以下、「投光器等」という)及び同敷地内に設置される投光器等。</li> </ul>

## 2) 景観形成基準

届出対象行為毎の市域共通の景観形成基準は次のとおりです。

### ①建築物の新築、増築、改築又は移転

No. 1

項目	基準																
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望地点* からの眺望への見通しを阻害しないように見通し線を確認し、これを避ける配置とする。</li> <li>周辺の地形や街並みなどの景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とする。</li> <li>道路等公共施設に面する壁面などは後退し、修景空間や公開空地的な空間、隠蔽植栽のための空間を確保する。</li> </ul>																
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態は、周辺の地形や街並みなどと調和し、目立った印象とならないようにする。</li> <li>屋根は、周辺の地形や街並みなど景観の基調を確認し、これと調和する形状とする。</li> </ul>																
壁面デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観の基調（水平・垂直基調、陰影、スケールなど）を確認し、これと調和する壁面デザインとする。</li> <li>単調な大壁面とならないようにする。</li> <li>壁面や屋上の緑化に努める。</li> <li>外観あるいは外構の一部に、三島の個性を感じさせる素材を活用する。</li> </ul>																
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外観の基調色は、周辺のまち並みや建築物等と調和した色彩とする。</li> <li>日本工業規格 Z7821 [色の表示方法－三属性による表示]（以下、マンセル値と呼ぶ。）において、以下のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="454 1451 1343 1736"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 R (10 RP) ~ 5 R</td> <td>4以下</td> <td rowspan="6">2以上</td> </tr> <tr> <td>5 R ~ 10 R</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>0 YR (10 R) ~ 10 YR</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y (10 YR) ~ 5 Y</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>5 Y ~ 10 Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>ただし、建築物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分及び見付面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りではない。</li> </ul>	色相	彩度	明度	0 R (10 RP) ~ 5 R	4以下	2以上	5 R ~ 10 R	5以下	0 YR (10 R) ~ 10 YR	6以下	0 Y (10 YR) ~ 5 Y	5以下	5 Y ~ 10 Y	4以下	その他	3以下
色相	彩度	明度															
0 R (10 RP) ~ 5 R	4以下	2以上															
5 R ~ 10 R	5以下																
0 YR (10 R) ~ 10 YR	6以下																
0 Y (10 YR) ~ 5 Y	5以下																
5 Y ~ 10 Y	4以下																
その他	3以下																

\* 眺望地点：2-6) - (2) 参照

項目	基準
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外階段は、建物本体と一体的、あるいは調和したデザインとする。</li> <li>・屋上に設ける設備は、外部から見えにくくなるよう設置する、あるいは壁面の立ち上げやルーバー等により隠すようにする。</li> <li>・外壁の設備配管や設備機器は、外部から見えにくくなるよう設置する、あるいは建物本体と一体的、もしくは調和したデザインとする。</li> </ul>
道路に面した空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前面道路等に面した壁面後退部分の空地は、歩道や広場として解放する、あるいは緑化等により修景する。</li> </ul>
外柵・塀・門柱・門扉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物本体や周辺の街並みと調和し、圧迫感のないものとする。</li> <li>・公開空地への立入を妨げず、透過性のあるものとする。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の既存樹木は極力保全し、修景に活かす。</li> <li>・敷地内のオープンスペースの緑化に努める。</li> <li>・周辺植生に調和する樹種を選択する。</li> <li>・敷地入り口周辺、建物までのアプローチ通路沿いなどは、花壇やプランターボックス等により演出する。</li> </ul>
駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場や駐輪場は、潤いある空間となるように、緑化や舗装デザインに配慮するとともに、必要に応じて道路等から見えにくくなるようにする。</li> </ul>
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立体駐車場は、建物本体と一体的、あるいは調和したデザインとする。</li> <li>・電気室、機械室、トイレ、ゴミ置場等は、目立たない位置に配置するとともに、建物本体や周辺景観と調和するデザインとする。</li> <li>・施設の周囲に、目隠しや防音のための植栽等を施す。</li> </ul>
建築物に付帯する広告物及び同敷地内の広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は、自家広告のみとする。</li> <li>・屋上・屋根看板は建築物等と一体化を図り、看板部分の面積は最小限に留める。</li> <li>・広告塔などの独立看板を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和など、周辺の景観を損なわないようにする。</li> <li>・看板の地色には、高彩度色や蛍光色の使用をできるだけ避ける。</li> </ul>

②工作物の新築、増築、改築又は移転

No. 1

項目		基準																
立地・配置	立地	・眺望地点* からの眺望への見通しを阻害しないように見通し線を確認し、これを避ける立地とする。																
	配置	・眺望地点* からの眺望への見通しを阻害しないように見通し線を確認し、これを避ける配置とする。 ・周辺の地形や街並みなどの景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とする。 ・道路等公共施設に面する壁面などは後退し、修景空間や公開空地的な空間、隠蔽植栽のための空間を確保する。																
形態		・形態は、周辺の地形や街並みなどと調和し、目立った印象とならないようにする。																
色彩		<p>・工作物の外観の基調色は、周辺のまち並みや建築物等と調和した色彩とする。</p> <p>・日本工業規格 Z7821 [色の表示方法－三属性による表示] (以下、マンセル値と呼ぶ。) において、以下のとおりとすること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 R (10 RP) ~ 5 R</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="7">2 以上</td> </tr> <tr> <td>5 R ~ 10 R</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0 YR (10 R) ~ 10 YR</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y (10 YR) ~ 5 Y</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>5 Y ~ 10 Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ただし、工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分及び見付面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りではない。</p>	色相	彩度	明度	0 R (10 RP) ~ 5 R	4 以下	2 以上	5 R ~ 10 R	5 以下	0 YR (10 R) ~ 10 YR	6 以下	0 Y (10 YR) ~ 5 Y	5 以下	5 Y ~ 10 Y	4 以下	その他	3 以下
色相	彩度	明度																
0 R (10 RP) ~ 5 R	4 以下	2 以上																
5 R ~ 10 R	5 以下																	
0 YR (10 R) ~ 10 YR	6 以下																	
0 Y (10 YR) ~ 5 Y	5 以下																	
5 Y ~ 10 Y	4 以下																	
その他	3 以下																	
道路に面した空地			・前面道路等に面した後退部分の空地は、圧迫感を軽減するために植栽により修景する。															
植栽		<p>・敷地内の既存樹木は極力保全し、修景に活かす。</p> <p>・敷地内のオープンスペースの緑化に努める。</p> <p>・周辺植生に調和する樹種を選択する。</p>																
工作物に付帯する広告物		<p>・広告物は、自家広告のみとする。</p> <p>・看板部分の面積は最小限に留める。</p> <p>・看板の地色には、高彩度色や蛍光色の使用をできるだけ避ける。</p>																

\* 眺望地点：2-6) - (2) 参照

③夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

基 準
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。</li><li>・特定の対象物を照射するものとし、光源を空、道路、鉄道など公共空間に向けての照射を避けるとともに、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。</li></ul>

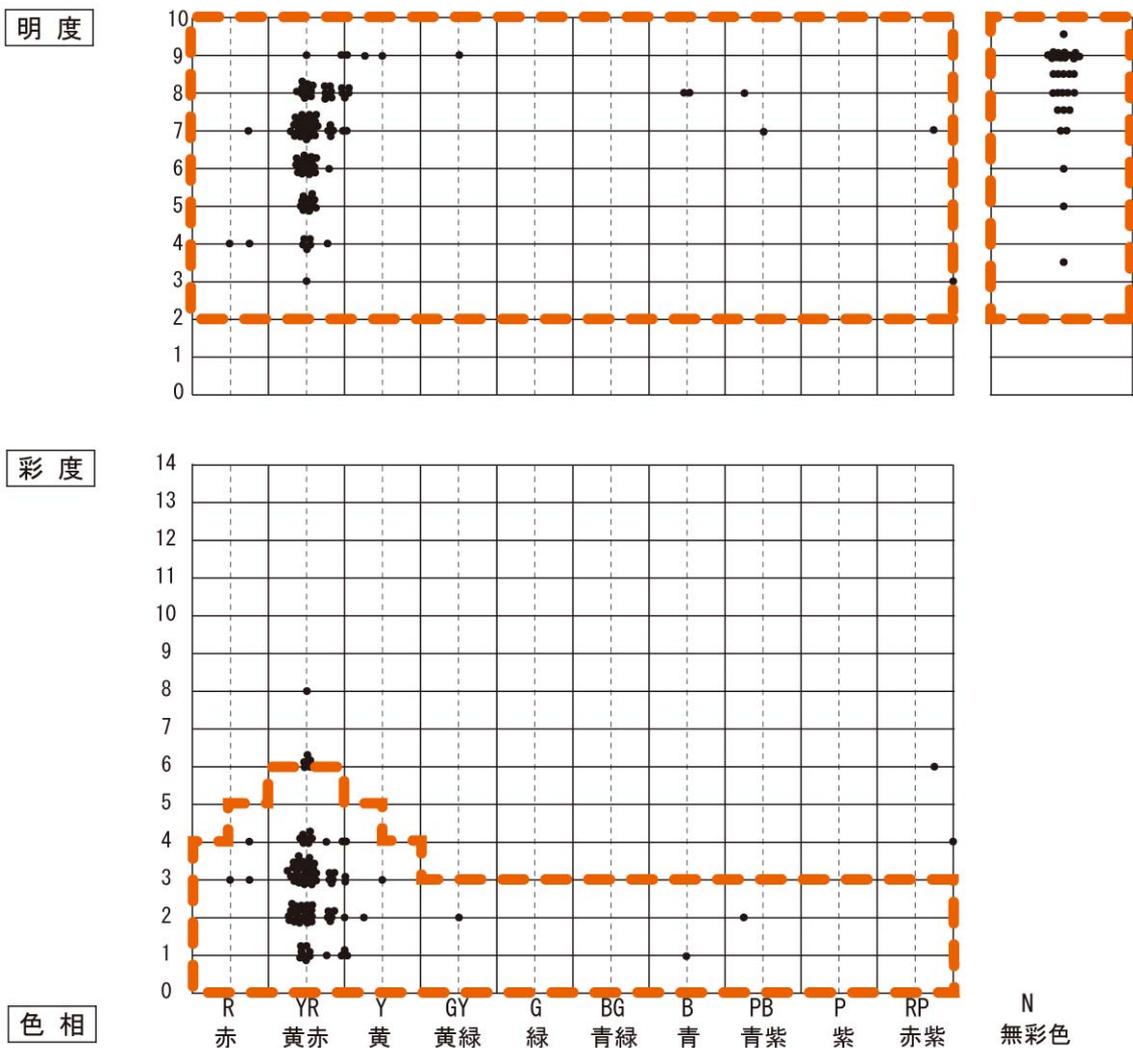
<参考：建築物・工作物の定義>

- ・建築物は、建築基準法（昭和25年法律代201号）第2条第1号に規定する建築物のこと。
- ・工作物は、次のとおり。
  - ① 垣、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
  - ② アーケードその他これらに類するもの
  - ③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの
  - ④ 街灯、照明灯その他これらに類するもの
  - ⑤ 橋梁、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの
  - ⑥ 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔その他これらに類するもの
  - ⑦ 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
  - ⑧ 立体駐車場
  - ⑨ 石油、ガス、セメント、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設  
(地下に貯蔵するものを除く)
  - ⑩ ごみ焼却場、汚物処理場その他これらに類する施設
  - ⑪ 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が指定するもの

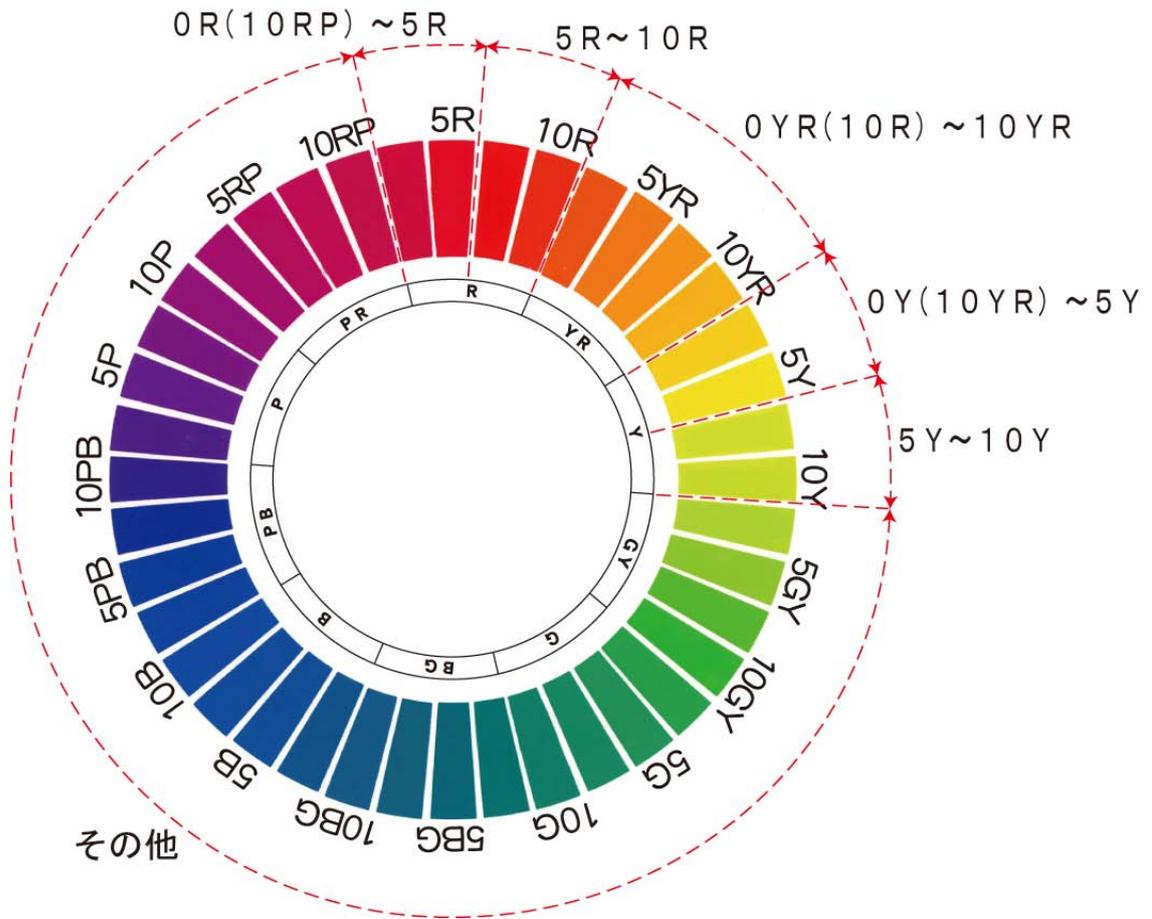
<参考：色彩基準>

景観形成基準のうち、①建築物の新築、増築、改築又は移転、②工作物の新築、増築、改築又は移転に関する色彩の基準で示す使用してよいマンセル値の範囲、及び市内の15m以上の建築物の色彩調査(対象137棟)の結果は次のとおり。

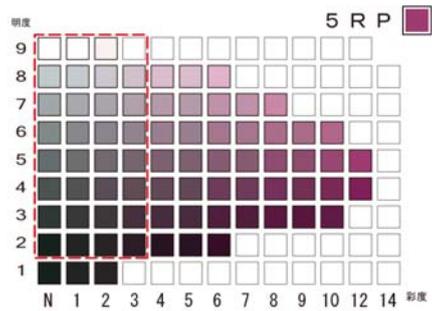
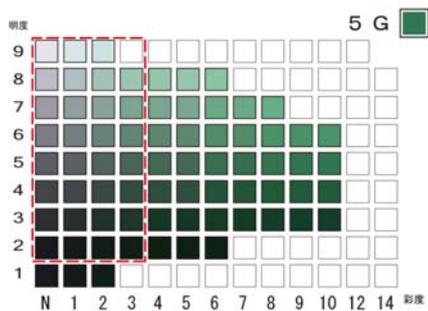
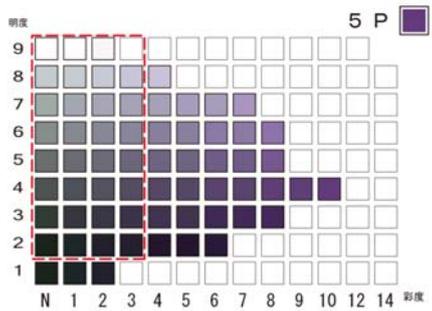
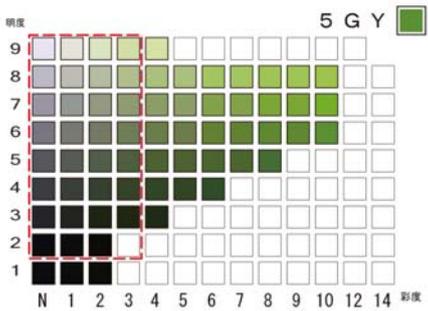
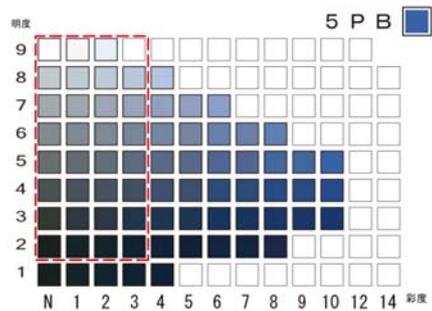
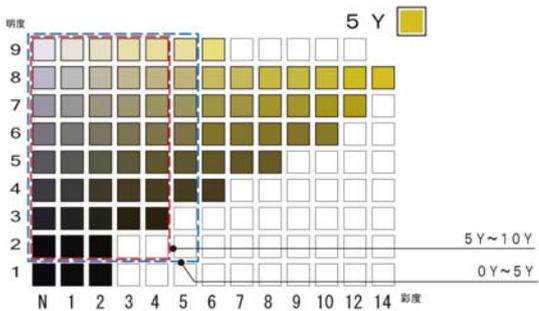
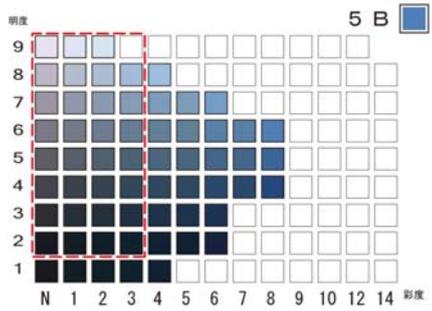
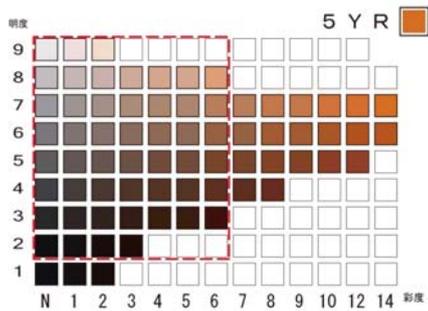
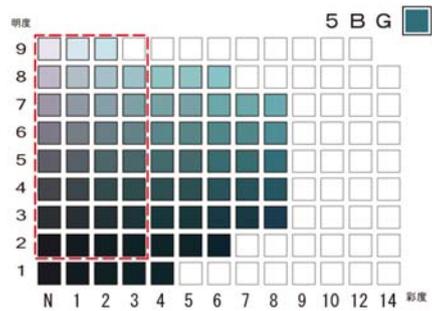
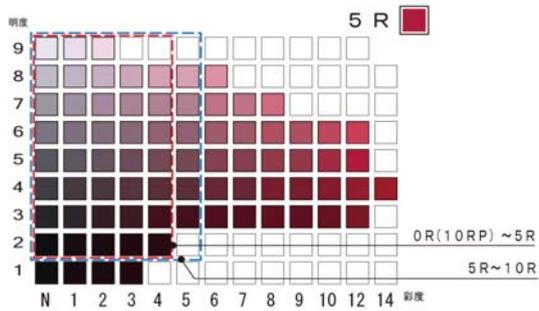
■景観計画で示すマンセル値の範囲と市内建築物の壁面の色彩の現状



■ 基準設定のための色相区分の範囲



■使用できる明度・彩度の範囲・例示



## 4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号・第19条第1項・第28条第1項 関連)

### 1) 景観重要建造物

以下に示す建造物については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

①地域の景観及び自然、歴史、文化、生活から見て価値のある建築物等。

(例：商業建築、民家建築等)

②その他の観点から見て価値のある建築物等。

(例：美術館等の文化施設、溶岩を活かした工作物等)

### 2) 景観重要樹木

以下に示す樹木については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

①地域の景観形成の観点から価値のある樹木及び樹木群。

(例：街角やアイストップに位置する樹木、鎮守の森等)

②その他の観点から見て価値のある樹木及び樹木群等。

(例：樹齢の高い樹木、特徴的な樹形の樹木等)

## 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する方針

(景観法第8条第2項第5号のイ 関連)

屋外広告物の表示・掲出に関しては、特に制限が必要な地区において、必要な制限を行うことにより、規制・誘導を図ります。

対象地区と制限の方針は次のとおり。

対象地区	制限の方針
屋外広告物誘導地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三島駅周辺においては、自然景観、都市景観に配慮した配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・三島駅周辺においては、活力とにぎわいのある駅前を創造するために、魅力的なデザインに誘導する。</li> <li>・三嶋大社周辺においては、自然景観、歴史景観を妨げないように配置、面積、数量などを誘導する。</li> <li>・三嶋大社周辺においては、年月の積み重ねにより、風格や味わいが増す材料を使用するように誘導する。</li> <li>・幹線道路周辺においては、自然景観に配慮した配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・幹線道路周辺においては、できるだけ集約して、運転者、歩行者などに圧迫感を与えない配置、面積、数量などに誘導する。</li> </ul>
景観重点整備地区の区域内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺周辺の地区においては、三島らしい水辺と緑あふれる景観を妨げないよう配置、面積、数量などを誘導する。</li> <li>・水辺周辺の地区においては、水辺の歴史、文化に配慮した形態意匠や色彩へ誘導する。</li> <li>・水辺周辺の地区においては、年月の積み重ねにより、風格や味わいが増す材料を使用するように誘導する。</li> <li>・商店街地区においては、歩いて楽しくなるような魅力的なデザインに誘導する。</li> </ul>
眺望地点からの主な眺望の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望地点から見られる富士山、駿河湾への眺望景観を阻害しない配置、面積、数量などに誘導する。</li> <li>・形態意匠や色彩は、眺望景観や周辺の景観と調和したものとなるよう誘導する。</li> </ul>

具体的に運用を図る場合は、屋外広告物法第28条に基づき、市の屋外広告物条例を定めます。

## 6 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号のロ、ハ 関連)

景観上重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、整備・保全に関する方針を次のとおり定め、良好な公共施設景観を保全・創出します。

また、景観法で定める景観重要公共施設の対象とならない、市が管理する公共施設については、景観重要公共施設に準ずる施設（以下、「準景観重要公共施設」と呼ぶ）として指定し、整備・保全に関する方針を次のとおり定め、良好な公共施設景観を保全・創出します。

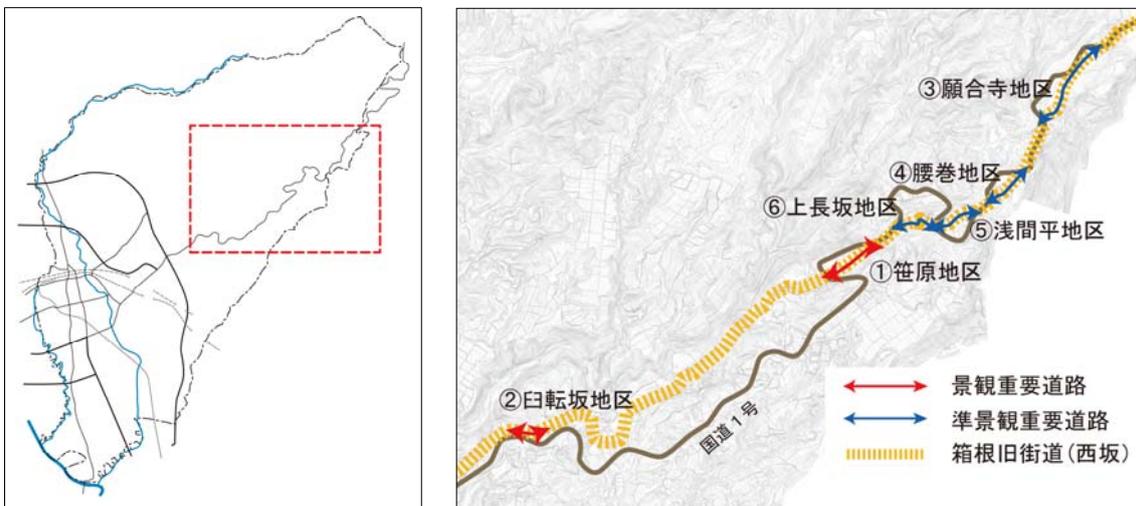
### 1) 景観重要公共施設等の名称

#### (1) 景観重要道路等

次の道路については、景観重要公共施設（景観重要道路）・準景観重要公共施設（準景観重要道路）として位置づけます。

名 称		区 間	延 長
箱根旧街道 (西坂)	景観重要公共施設	2 区間 ① 笹原地区（一里塚を含む） ② 臼転坂地区	約 0.6km
	準景観重要公共施設	4 区間 ③ 願合寺地区 ④ 腰巻地区 ⑤ 浅間平地区 ⑥ 上長坂地区	約 1.4km

※箱根旧街道（西坂）のうち①～⑥の区間及び錦田松並木が平成16年に国の史跡に指定されました。

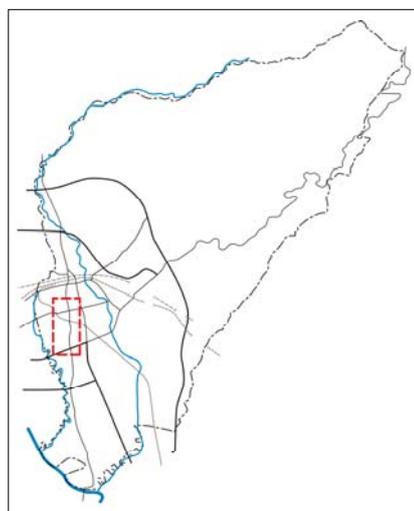


■景観重要道路等位置図

## (2) 景観重要河川等

次の河川については、準景観重要公共施設（準景観重要河川）として位置づけます。

名称	区間	延長
源兵衛川	楽寿園南側いずみ橋～ 中郷温水池北側よしず橋	約1.5 km



■準景観重要河川位置図



## 2) 景観重要公共施設等の整備・保全に関する方針等

### (1) 景観重要道路等の整備・保全に関する方針等

#### ■箱根旧街道（西坂）

江戸時代当初に整備された東海道のうち、箱根旧街道（西坂）は伊豆と相模の国境、境木から三島宿までの3里9町の区間です。大正時代の国道1号の建設により、分断された状態で残されています。江戸時代の石畳が残るなど、歴史的な資産としての保存のため、その一部が平成16年に国史跡に指定されています。



また、富士山眺望に優れ、多くの詩歌が詠われています。

箱根旧街道（西坂）の景観やこれと調和した周辺の歴史的・文化的な景観を適切に保全・創出するため、景観重要道路及び準景観重要道路の整備・改修に関する方針を、次のとおりとします。

### ① 歴史と文化が香る景観の保全・創出

- ・山中城跡や芝切地蔵堂、松並木など、歴史・文化資源との調和に配慮します。
- ・道路内への手すりや案内板などの工作物の設置にあたっては、歴史的・文化的な景観の創出に配慮し、設置位置及び意匠、色彩、材質などに配慮します。

### ② 緑や眺望と調和する景観の保全・創出

- ・道路沿道の自然環境及び富士山・箱根などへの眺望景観との調和に配慮します。
- ・道路内への手すりや案内板などの工作物の設置にあたっては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、富士山等への眺望景観を阻害しないよう、設置位置及び意匠、色彩、材質などに配慮します。

### ③ 連続性のある美しい石畳景観の保全・創出

- ・道路舗装の改修の際には、既設の石畳と同タイプの敷石とするなど、連続性のある箱根旧街道の石畳の景観の保全に努めます。
- ・道路の除草や美化清掃など、適切な維持管理を推進し、美しい石畳景観の保全を図ります。

## （２）準景観重要河川の整備・保全に関する方針等

### ■源兵衛川

源兵衛川は、富士山からの伏流水が湧出する楽寿園内小浜池を水源として、三島市街地中心部を流れており、豊かな水と緑の景観を創出しています。

また、川沿いに散策路を配置し、沿川の宅地の庭など植栽も豊かで、三島石（溶岩）などの自然石を用いた素朴な親水空間は、人々に親しまれ、うるおいある生活環境を創出しています。



源兵衛川の景観を適切に保全するとともに、より美しい景観を創出するための準景観重要河川の整備・改修に関する方針を、次のとおりとします。

① 水と緑が豊かなせせらぎ景観の保全・創出

- ・源兵衛川の水質保全に努めるとともに、既存樹木などの緑や小動物が生息する自然環境の保全に配慮します。
- ・河川区域内の遊歩道や手すりなどの工作物の設置にあたっては、源兵衛川の河川景観との調和を図るよう、意匠、色彩、材質などに配慮します。

② 歴史と文化が香る景観の保全・創出

- ・川沿いの寺社、あるいは時の鐘などの歴史・文化資源との調和に配慮します。
- ・護岸石に溶岩ブロックを使用するなど、三島市の歴史や風土にあわせた整備を推進し、三島市らしい河川景観の創出に努めます。

③ 連続し統一感のある景観の保全・創出

- ・鎌倉古道や河川沿いの道路など周辺の公共施設と調和した一体的な景観の保全・創出に努め、周辺景観の向上を図ります。
- ・護岸改修や遊歩道設置にあたっては、既設区間との調和に配慮し、連続した景観の保全・創出に努めます。

### 3) 景観重要公共施設等の許可の基準

#### (1) 準景観重要河川の許可の基準

準景観重要河川内において、河川占用の許可を行う場合の基準は、次のとおりです。

規模・形状は、源兵衛川の護岸や緑などと調和し、歩行者から見て大きすぎない規模、親しみのもてる形状・デザインとすること。

外観は、源兵衛川の護岸の溶岩や土、緑などの自然素材と調和する質感、色彩とすること。